

意見第1号

福島第1 原発におけるトリチウム等汚染水の海洋放出に慎重な対応を求める 意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2019年3月5日

提出者 久喜市議会議員
猪股和雄
賛成者 久喜市議会議員
岡崎克巳
杉野修
田村栄子

久喜市議会議長 上條哲弘 様

福島第1 原発におけるトリチウム等汚染水の海洋放出に慎重な対応を求める 意見書

経済産業省は昨年から、福島第一原発における多核種除去装置（ALPS）処理水の処分に関する説明・公聴会を郡山、東京等で開催してきた。

経済産業省は、処理水からトリチウム以外の放射性物質はほとんど除去されている、また、トリチウムは弱い放射線しか出さず、自然界にも存在し、生物濃縮はせず、世界中の原発から排出されているとして、海洋放出を行う方針を示している。

タンクにたまるトリチウムの量は約1,000兆ベクレルとされている。ところが一方で、処理水には半減期1,570万年のヨウ素129、ストロンチウム90が基準値を超えて残留していたことが明らかになっている。ヨウ素129は、特に海藻に濃縮・蓄積され、体内にとりこまれると甲状腺に集まり、とりわけ胎児や乳幼児への影響が懸念される。しかし、説明・公聴会の資料にはトリチウム以外の放射性物質のデータは正確に示されていない。

各地の公聴会の参加者からは、トリチウムの半減期12.3年を踏まえ、またトリチウム以外にも残る放射性物質への懸念も多く示されている。海洋放出せず、タンクでの長期保管を求める意見が相次ぎ、原子力規制委員会が処分方法の一つとして示す「海洋放出」に多数の反対意見が出されている。

これらの海洋放出は、特に漁業にとっては深刻な事態をもたらし、風評被害ではなく実害をもたらす不安が、公聴会の場で漁民から語られている。

よって政府に対し、トリチウム等汚染水の取り扱いについて、海洋放出以外の、対策を求め、国民に対し情報公開し、正確な情報提供を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
復興大臣

あて